

参考資料

関連復興制度

関連復興制度

震災復興都市計画を進める上で、住宅の再建や生活の復興など様々な関係や調整が発生する制度や事項のうち、特に関連性が強い以下の制度概要について、取りまとめている。

これら以外にも様々な制度や支援があるため、関係すると思われる事項については、知識の拡大に努められたい。

- ① 被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度
- ② 被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設・管理
- ③ 災害公営住宅整備、既設公営住宅復旧
- ④ 被災者生活再建支援制度
- ⑤ 災害廃棄物処理対策

行政担当職員は、被災された住民の方々からの様々な相談を受け、対処しながら都市復興計画策定に取り組むこととなる。そのため、これら関連復興制度についても知識の習得に努め、総合的なマネジメントを行えるよう備えていくものとする。

(1) 被災建築物応急危険度判定制度

被災建築物応急危険度判定制度とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

市町村長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、市町村災害対策本部の中に市町村応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定を実施する。

知事は、市町村が実施する応急危険度判定を支援するに当たり、愛知県災害対策本部の中に応急危険度判定支援本部を設置する。支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

被災建築物の所有者及び管理者は、当該被災建築物が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。(愛知県地震防災推進条例第23条)

判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供している。

また判定結果は、手続き編第二章で示す第一次建築制限区域を設定するための家屋被害概況にも活用される重要な被災情報となる。

この調査は無料で、また罹災証明のための被害調査とは異なる。その違いについては、別表のとおりである。

愛知県では平成25年1月末現在で、7,247名の判定士が登録されている。

手引き（手続き編）P14 再掲

木造建築物の応急危険度判定調査表

※計欄は数字で記す

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分 調査回数 _____ 回目 _____
 調査者氏名（都道府県/No） _____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.兼用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(コブタガシ) 3.プレキャスト 4.その他 (_____)
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 (_____)
 6 建築物規模 1階寸法 約A _____ m×B _____ m

建築物番号 _____
 住宅地図整理番号 _____
 3 _____
 4 _____
 5 _____
 6 _____
 7 _____
 8 _____

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と再判定調査を終了し総合判定へ)

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・階階 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
 3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他 (_____)

調査方法 _____
1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60-1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険あり
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、開隙	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤屋根・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明確な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 ⑦ _____
 判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定 _____

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
 ◆建築物は使用可能です

建築物名称 _____
 注記： _____

整理番号 _____
 判定日時 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時現在

_____ 災害対策本部 電話 _____

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
 ◆応急的に補強する場合には専門家に相談下さい

建築物名称 _____
 注記： _____

整理番号 _____
 判定日時 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時現在

_____ 災害対策本部 電話 _____

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
 ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建築物名称 _____
 注記： _____

整理番号 _____
 判定日時 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時現在

_____ 災害対策本部 電話 _____

名称	被災建築物応急危険度判定	罹災証明
実施者	地方公共団体 (都道府県の支援で市町村が実施)	市町村長
目的	余震による2次災害を防ぐ	資産的な被害程度を調べる
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地震後、応急危険度判定士が現地に入り一斉実施する ・赤、黄、緑の判定ステッカーを外から見えるところに貼る ・建物をそのまま利用して良いか、避難したほうが良いかを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の職員が実施する ・支援金の申請手続きの添付書類に利用する等 ・全壊の場合、最大300万円を支給する

＜参考＞東日本大震災における応急危険度判定に関する新聞報道

(出典 読売新聞.” 5400 棟超が「危険」判定、余震で損壊の恐れ”. 読売新聞社, 2011-3-23)

東日本巨大地震や、長野、静岡両県で起きた強い地震を受け、東北や関東などの13都県がビルや住宅が余震などで損壊する恐れを判断する「応急危険度判定」を計約3万9000棟で実施したところ、22日までに5403棟について「危険」と判定されたことが国土交通省のまとめでわかった。

「危険」は3段階で最も高レベルで、宮城県で1600棟以上、福島県で1300棟以上、東京都でも59棟が「危険」判定された。今後さらに増える見通しで、最終的には阪神大震災（1995年）を超える可能性もある。

応急危険度判定は、余震で建物が倒壊して人が巻き込まれるなどの二次災害を防ぐため、都道府県が認定した「応急危険度判定士」が建物の状況を外観からチェックし、「危険」（赤）、「要注意」（黄色）、「調査済み（使用可能）」（緑）の3段階で判定。色別のステッカーを玄関など人目につきやすい場所に貼る。

「危険」は損壊の危険性が高く、同省では赤ステッカーの建物に近付かないように呼びかけている。ただし、判定は強制力を伴わないため、過去の災害では、赤いステッカーが貼られても住み続けたり、立ち入ったりする人も出た。

同省によると、これまで「危険」が最も多かったのは阪神大震災で6476棟。新潟県中越地震（2004年）では5243棟だった。

(2) 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定制度とは、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次的災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的としている。

(対象施設：擁壁、宅地地盤、切土・盛土のり面及び自然斜面、排水施設他)

市町村災害対策本部長は、被災宅地危険度判定を要すると判断した時は、市町村災害対策本部の下に実施本部を設置し、被災宅地危険度判定を実施する。

県災害対策本部長は、市町村が実施する被災宅地危険度判定を支援するに当たり、愛知県災害対策本部の下に支援本部を設置する。支援本部は、被害の状況から必要に応じて都道府県等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

被災宅地の所有者及び管理者は、擁壁等被災宅地が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。(愛知県地震防災推進条例第23条)

判定結果は、「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」の3種類のステッカーで宅地等の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその宅地等の危険性について情報提供することとしている。

愛知県の判定士数 717 名 (全国で約 2 万 1 千名) [H21. 4 月現在]

擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き (被災宅地危険度判定連絡協議会) より抜粋

(様式-2) 宅地形態/のり面・自然斜面被害状況調査票・危険度判定票

調査票 調査日時 ○年○月○日 調査番号 B-1
 被災発生場所 ○市○区○町○番○号
 所有者・管理者氏名 山野 太郎 法人者氏名 建設 株式会社 TEL. 0987-65-4321
 所有者・管理者の連絡先 TEL. 0234-56-7890 医師者への問い合わせ 成業者不在 自営個人住宅

宅地地盤 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

5. 擁壁保護・変状 6. 排水設備の変状

陥没の深さ: 約20cm
 W: 半壁キレツ箇所
 すべりおこす
 危険性有
 W=10m
 L=10m
 陥没 3m x 2m x 0.3m = 1.8m²
 キレツ箇所

被災写真の取得 無 有 (写真番号) B-1 ①~④

特記事項 キレツ? 陥没の被害自体は大きいですが、居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

のり面・自然斜面の危険度判定

種類	上	中	下	大
のり面	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然斜面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
危険度判定	1.0.5	5.5	5.5	5.5

危険度判定結果: 大

項目	内容	判定	理由
1. クラック(亀)	3cm以上又は単発	1	10~15cm未満又は単発
2. 陥没(深さ)	15cm未満	1	15cm以上又は単発
3. 崩下(土量・崩落)	20cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	2	20cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
4. 陥没(浅さ)	20cm未満	3	20cm以上又は単発
5. 陥没(深さ・崩落)	10cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	4	10cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
6. 陥没(深さ)	30cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	5	30cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
7. 陥没(深さ)	40cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	6	40cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
8. 陥没(深さ)	50cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	7	50cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
9. 陥没(深さ)	60cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	8	60cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
10. 陥没(深さ)	70cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	9	70cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
11. 陥没(深さ)	80cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	10	80cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
12. 陥没(深さ)	90cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	11	90cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上
13. 陥没(深さ)	100cm未満又は1区画以上の面積に対し10%未満	12	100cm以上又は1区画以上の面積に対し10%以上

危険度判定結果: 大

被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

- この宅地に立ち入ることは危険です
- 立ち入る場合は専門家に相談して下さい

注記:

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

被災対策本部 電話()

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地

LIMITED ENTRY

- この宅地に入る場合は十分注意して下さい
- 応急的に補強する場合は専門家に相談下さい

注記:

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

被災対策本部 電話()

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地

INSPECTED

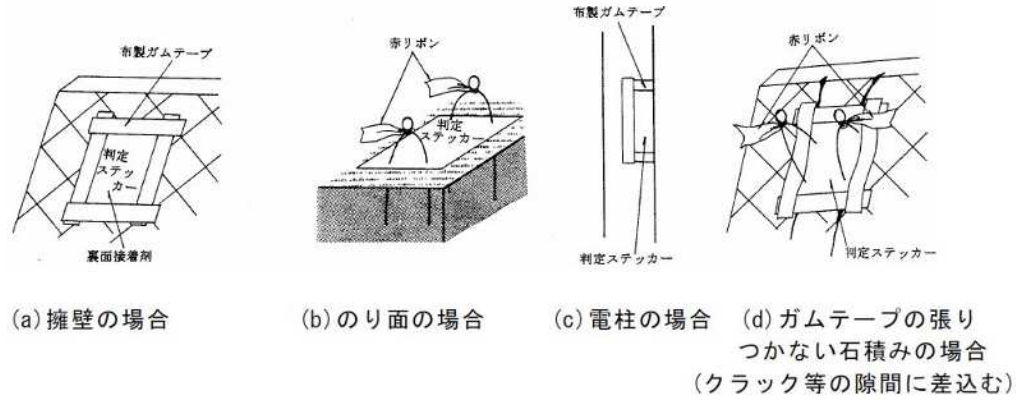
- この宅地の被災度は小さいと考えられます

注記:

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

被災対策本部 電話()



(3) 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、都道府県知事が、災害救助法第23条に基づき現に救助を必要とする者に対して行なう「救助」であり、災害救助法が適用された地域において、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修を行うことにより、避難所等から自宅に戻っての居住を促し、罹災者を保護することを目的とする。

(出典 愛知県防災会議.” 第3編第16章住宅対策”. 愛知県地域防災計画, 平成24年6月, p182)

(1) 県（建設部）における措置

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

① 応急修理の実施

ア 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

地震災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

② 応援協力の要請

県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

<協定締結団体>

一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会

(2) 市町村における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

災害救助法施行細則 最終改正 平成24 年6 月1 日規則第39 号

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1 のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

別表第1 (第5条関係)

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1. 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2. 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり520,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>

<参考>東日本大震災における被災住宅の応急修理に関する新聞報道

(出典 読売新聞.” 国の補助事業 住宅修理過半数が未了” . 読売新聞社, 2011-12-9)

被災3県…人手不足深刻

災害救助法に基づく、住宅の応急修理を国が補助する制度で、宮城、福島、岩手県の申請の半数以上にあたる約3万3000件の工事がまだ終わっていないことが、各県のまとめでわかった。家屋調査の遅れや工事の人手不足が原因とみられ、特に宮城、福島両県で待機者が多い状態だ。

制度では、被災した住宅の居室や台所、トイレなど生活に必要不可欠な部分の修理費用を最大52万円まで国が補助する。仮設住宅に入居しないことが条件で、自宅で修理を待つか、避難所などで暮らすことになる。

11月現在、3県が受け付けた申請5万9463件に対し、工事が終わったのは2万6878件で45%だった。県別では、宮城が4万5217件のうち1万9528件で43%、福島が1万1459件のうち5082件で44%。一方、岩手は申請自体が2787件と少なかったこともあり、81%の2268件で工事が終わっている。

宮城県では工事終了と同じペースで新たな申請が相次いでいる。福島県では家屋被害の調査が10月まで長引いたところが多く、ここ1か月で新規申請が約2500件増えた。

両県とも人手不足が深刻。宮城建設業組合連合会によると、震災後、賃金は高騰、1人が5、6件の仕事を掛け持ちしているという。

仙台市財産管理課は「中には手早くても仕事が粗悪な業者もいる。信頼できる業者には仕事も集中しており、しっかりした修理を受けるために待ってほしい」としている。

(4) 応急仮設住宅の建設・管理

1. 応急仮設住宅の位置づけ

(1) 応急仮設住宅の位置づけ

大規模な災害が発生した場合、直後は被災者の避難所をいかに確保するかが重要であるが、時間の経過に伴い、避難所の早期解消に向けた応急居住段階における暫定的な住宅、さらには恒久居住段階における恒久住宅への移行と、その対応状況も変化していく。

この流れは以下の図のように整理することができる。



応急仮設住宅は、応急居住段階の重要な役割を担っているが、あくまで一時的なものであることから、恒久住宅に比べて居住環境が劣ることがある。したがって、恒久住宅の活用を優先的に図ることを基本としながら、並行して応急仮設住宅の建設を機動的に行っていくものとする。

(2) 関係者の役割分担

応急仮設住宅の供与は、災害救助法に基づく救助として知事が法定受託事務として実施することとなっており、同法で市町村長は知事が行なう救助の補助を行うこととなっている。

また、発災後速やかに応急仮設住宅を供与するにあたって、事前に応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している団体（以下、「建設協力団体」）や建設協力団体から斡旋を受けた建設事業者が関係しており、各関係者の役割は以下のとおりとなっている。

① 県の役割

応急仮設住宅建設における方針決定や建設工事の発注、建設工事にかかる各種検査など応急仮設住宅の供与に関する業務全般を行なうものとする。

② 市町村の役割

各市町村の状況に応じた適切な応急仮設住宅の供与をするため、県の補助として建設用地（候補地）の確保や完成後の入居・管理業務などを行うものとする。

③ 建設協力団体の役割

県からの要請を受けて、建設地の調査・確認や団地の配置計画図の作成、建設事業者の斡旋など建設に係る協力を行うものとする。また、平常時に必要な準備についても併せて県に協力するものとする。

④ 建設事業者の役割

斡旋を受けた応急仮設住宅団地について、受注から建設、瑕疵対応、さらには供与完了後の解体・処分までの工事を行うものとする。

2. 本県における取り組み

県と市町村、関係団体棟が協力・連携し、具体的にどのように対応していくかについて、本県独自の「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」が策定されていることから、業務の詳細等については、このマニュアルを参照されたい。

また、被災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるようにするため、市町村が建設候補地をあらかじめ選定、応急仮設住宅を建設候補地台帳として整備し、県及び市町村で保管するなどの事前準備が進められている。

3. 応急仮設住宅供与の概要

応急仮設住宅の供与の概要は以下のとおりである。

項目	概要
入居対象者	地震等の災害に被災し、以下のすべてに該当する者であること。 ① 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。 ② 居住する住家がない者であること。 ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。
設置方法	市町村が予定している建設用地※に知事（委任を受けた市町村長も可）が所定の整備基準により直接建設事業者からリース、買取により設置する。 ※ 建設用地は市町村公有地を原則とするが、不足する場合は、国や県有地さらには企業等民有地の活用も検討する。
入居者の選定	入居者の選定に当たり、県は災害救助法第 30 条第 2 項の規定による県の補助として市町村と業務委託契約を締結し、市町村が実施するものとする。
設置戸数	設置戸数は、被災市町村からの要望を受け、県が決定する。
規模	1 戸当たりの規模（平均面積）は 29.7 m ² を基準とする。 1DK（約 6 坪） 単身者向け 2DK（約 9 坪） 2～3 人世帯向け 3 K（約 12 坪） 4 人以上世帯向け
設置費用の限度額等	設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み 1 戸当たり 2,387,000 円以内を限度とする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。 （災害救助法施行細則<昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号。平成 22 年 6 月 4 日改正規則第 38 号第 5 条別表第一）
建設の時期	地震災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。
供与の期間	完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 4 項の規定による期限（2 年）内とする。（災害救助法施行細則第 5 条別表第一）
管理	応急仮設住宅の管理については、県は災害救助法第 30 条第 2 項の規定による県の補助として市町村と業務委託契約を締結し、市町村が公営住宅の管理に準じて実施するものとする。
処分	補助事業により設置した応急仮設住宅は、設置後 2 年間は厚生労働省の許可を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
福祉仮設住宅	福祉仮設住宅として、高齢者など日常の生活上特別な配慮を要する者が数名以上入居できる施設を設置できる。
集会所等	応急仮設住宅を同一敷地に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会所等に利用できる施設を設置できる。

4. 応急仮設住宅の設置に関する流れ

応急仮設住宅の設置は以下の流れで行い、それぞれ平常時（発災前）と発災後の業務がある。

項目	発災後の業務	平常時（発災前）の準備業務
1 応急仮設住宅の必要量・供給量の把握		
(1) 必要戸数の算定	○被害状況の把握 ○ニーズ等の把握 ○必要戸数の算定	○被害状況に関する情報収集・伝達の体制整備 ○必要戸数算定方法の策定
(2) 供給可能戸数の算定	○一時提供住宅※として利用可能な住宅の把握 ○応急仮設住宅建設可能用地の調査・状況把握 ○建設資材・労力の把握 ○応急仮設住宅供給可能戸数の算定	○建設候補地の選定・確保、台帳・配置計画図の整備・更新 ○建設可能用地調査の実施方法及び体制の整備 ○土地の一時使用協定締結（必要な場合） ○供給可能戸数算定方法の策定
(3) 供給戸数の決定・供給計画の策定	○供給戸数の決定 ○供給計画の策定 ○仕様及び配置計画の作成・決定	○供給戸数算定方法の策定
2 応急仮設住宅の供給		
(1) 一時提供住宅※の供給	○公共賃貸住宅の一時使用 ○民間賃貸住宅の借上げ	○民間賃貸住宅の借上げ基準の策定 ○借上げ事務マニュアルの策定
(2) 応急仮設住宅の供給	○応急仮設住宅建設用地の確保 ○建設資材・労力の把握 ○発注・建設・契約	○建設用地選定基準の策定 ○応急仮設住宅建設候補地台帳の整備
3 応急仮設住宅の入居者の募集・維持管理		
(1) 入居者の募集・選定・入居手続き	○入居者募集 ○入居者選定 ○入居手続き・引渡し	○入居者選定基準の策定 ○入居者の募集・選定・入居手続き事務の効率化検討
(2) 住宅の維持管理	○入居者管理 ○住宅の維持管理	○台帳等様式の整備 ○入居者相談体制の検討
4 応急仮設住宅の撤去・処分		
(1) 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援	○情報提供、相談	○移行支援の内容検討 ○相談体制の検討
(2) 応急仮設住宅の利用長期化に対する措置	○供与期間の延長 ○応急仮設住宅の統廃合	○統廃合の方針検討
(3) 応急仮設住宅の解消・撤去	○応急仮設住宅の解消・撤去 ○応急仮設住宅の再利用	○契約内容検討 ○再利用方針の検討

その他、詳細については、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル 平成24年度版 愛知県建設部」を参照されたい。

(5) 災害公営住宅の整備等

災害公営住宅とは、災害により住宅を滅失し、自力での住宅再建が難しい方の為の、公的な賃貸住宅である。

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

災害公営住宅は、基本的には公営住宅と同様となるが、所得による入居制限が緩和されている。また低所得者に対しては数年間の家賃の低減化が図られる。(公営住宅法第 17 条 3)

市町村及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

国庫補助制度概要については、以下表のとおり。

公営住宅関係住宅災害対策

一般災害		激 甚 災 害			手続きの流れ																
公 営 住 宅	本 激	激 甚	局 激	措 置																	
要 件	措 置	要 件	措 置	要 件	措 置																
<p>(災害公営住宅整備事業)</p> <p>1. 減失戸数 →被災地全般で500戸以上または1市町村で200戸以上もしくはその区域内の全住宅の1割以上</p> <p>2. 火災による減失戸数 →被災地全域で200戸以上または1市町村全住宅の1割以上</p> <p>(公営住宅法第8条第1項第1、2号)</p>	<p>(公営住宅法第8条第1項)</p> <p>減失戸数の3割を限度として(災害公営住宅)の建設等に対する2/3補助</p> <p>1. 標準工事費は一般に準ずる(第8条第2項)</p> <p>(災害公営住宅)の借り上げに係る住宅またはその付帯施設の建設または改良に対する2/5</p>	<p>(罹災者公営住宅整備事業)(激甚法第22条)</p> <p>1. 減失戸数</p> <p>①被災全域で、(災害指定)4000戸以上</p> <p>②被災全域で、(災害指定)2000戸以上かつ1市町村で200戸以上もしくは全住宅の1割以上</p> <p>③被災全域で、1200戸以上かつ1市町村で400戸以上もしくは全住宅の2割以上</p> <p>(激甚指定基準8)</p> <p>2. 減失戸数(地域指定) →1.の①~③のいずれかであり、かつ1市町村で100戸以上または全住宅の1割以上</p> <p>(激甚法施行令第41条)</p>	<p>減失戸数の5割を限度として(罹災者公営住宅)の建設等に対する3/4補助</p> <p>(罹災者公営住宅)の借り上げに係る住宅またはその付帯施設の建設または改良に対する2/5</p>	<p>なし</p>	<p>(I)住宅災害速報の提出(災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長)</p> <p>(II)災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長)</p> <p>(III)住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う)</p> <p>(IV)補助交付申請(事業主体→知事→国土交通大臣)</p> <p>(V)補助交付決定(国土交通大臣→知事→事業主体)</p>																
<p>(既設公営住宅復旧事業)</p> <p>減失または著しく損傷(公営住宅法第8条第3項)</p> <p>1. 住宅の被害 1戸あたりの復旧費が11万円以上かつ1事業主体の合計額が290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円)</p> <p>(財務省協議による運用基準)</p>	<p>(公営住宅法第8条第3項)</p> <table border="1"> <tr> <td>公営住宅又は共同施設</td> <td>被害</td> <td>減失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被害</td> <td>復旧</td> <td>再建</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補助率1/2</td> </tr> </table>	公営住宅又は共同施設	被害	減失	損傷		被害	復旧	再建				補修				補助率1/2	<p>(本激甚指定既設公営住宅復旧事業)</p> <p>公共土木施設災害復旧事業の</p> <p>A. 見込み額 全国都道府県市町村の当該年度標準収入総額の約0.5%以上</p> <p>B. Aの見込み額が0.2%以上かつ(1)都道府県負担見込み額が当該年度標準収入の25%をこえる都道府県が1以上</p> <p>(2)市町村負担見込み額が県内全市町村の当該年度の標準収入総額の5%をこえる都道府県が1以上</p> <p>(激甚災害指定基準I)</p>	<p>(局激指定既設公営住宅復旧事業)</p> <p>1. 当該市町村負担額 当該市町村当該年度標準収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。(ただし当該市町村ごとの合計が1億円以上)</p> <p>2. 1の見込み額からみて明らかに1の基準に該当することが見込まれること。(※平成19年能登半島地震で追加)</p> <p>(局地激甚災害指定基準)</p>	<p>補助率のかさ上げ(激甚法第3条)</p>	<p>(I)既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局)</p> <p>(II)補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う)</p> <p>(III)補助交付申請(事業主体→知事→地方整備局長)</p> <p>(IV)補助交付決定(地方整備局長→知事→事業主体)</p>
公営住宅又は共同施設	被害	減失	損傷																		
	被害	復旧	再建																		
			補修																		
			補助率1/2																		

<参考>東日本大震災での災害公営住宅補助制度の概要

(出典 復興庁.” 東日本大震災復興交付金 基幹事業 概要 “. 復興庁,
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/120405gaiyou.pdf>, (参照 2013-3-8))

D-4. 災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)

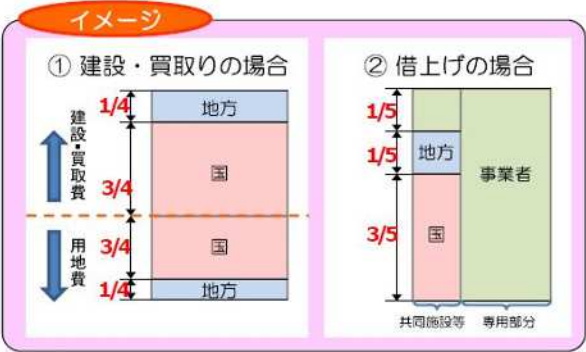
事業概要

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件・基本国費率

※ 別途、地方負担軽減措置を講じる。

- ① 災害公営住宅整備事業
 - ・住宅の建設・買取費 (国:3/4、地方:1/4)
 - ・住宅の借上げに係る建設・改良費 (国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)
- ② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業(国:3/4、地方:1/4)
 - ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ③ 被災者向け公営住宅改修事業(国:3/4、地方:1/4)
 - ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費
- ④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業
 - ・住宅の建設費(国:15/100、地方:5/100、民間:80/100)
 - ・住宅の改良費(国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)



- ⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業
 - ・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用(国:1/2、地方:1/6、民間:1/3)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施団体

都道府県・市町村・民間事業者等

備考

- 東日本大震災復興特別区域法により、以下の特例措置を実施予定
 - (i) 災害公営住宅の入居者資格の特例(同居親族要件・収入基準要件の特例適用期間の延長)
 - (ii) 災害公営住宅の処分要件の特例
 - 譲渡年限の短縮化 (耐用年限の1/4 → 耐用年限の1/6)
 - 譲渡対価の用途の拡大 (地域住宅計画に基づく事業を追加)

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

交付団体

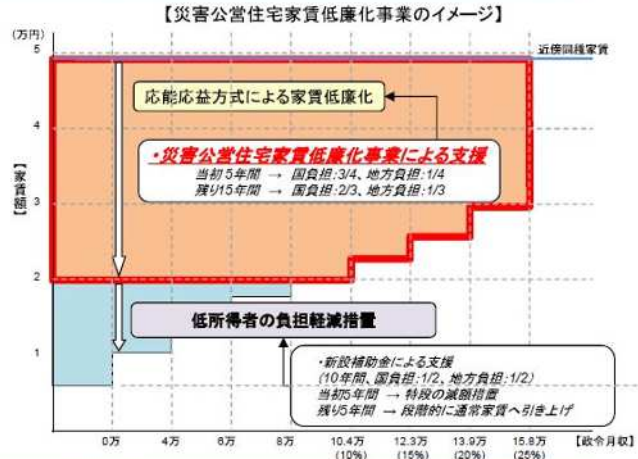
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	2/3(ただし、激基法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は3/4)	20年
②借上げ	2/3(ただし、激基法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3/4)	借上期間

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施

- ・当初5年間: 特段の減額措置
- ・以降5年間: 段階的に通常家賃へ引き上げ

交付団体

都道府県・市町村

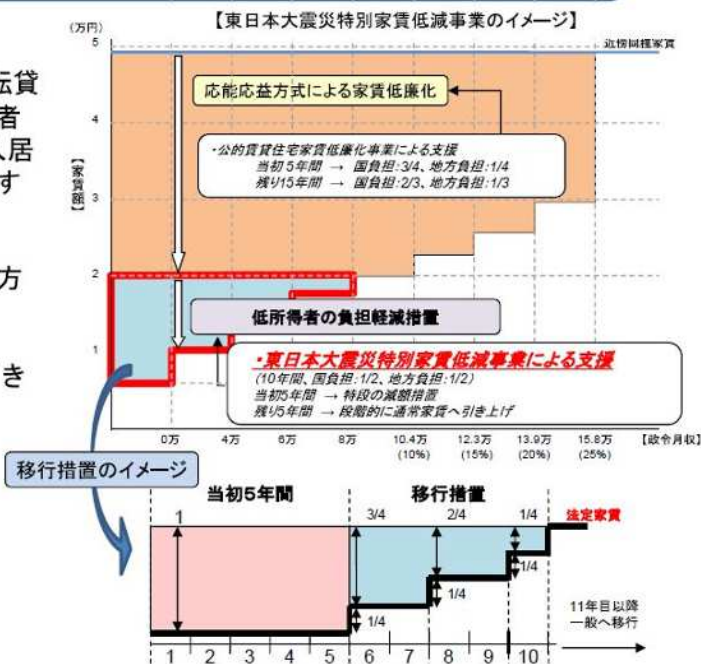
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



＜参考＞東日本大震災における災害公営住宅に関する新聞報道

(出典 毎日新聞.” 東日本大震災:復興住宅、入居可 7% 2 万 8500 戸予定、仮設期限時点で—毎日新聞 8 県調査”. 毎日新聞社, 2012-6-10)

東日本大震災の被災自治体が建設を予定している復興住宅（災害公営住宅）の戸数は、宮城、岩手、福島を中心とした 8 県で計 2 万 8 5 0 0 戸程度になる一方で、仮設住宅の入居期限の目安となる 1 3 年度末までに入居できるのは約 7% の 1 9 4 0 戸程度にとどまることが、毎日新聞の調査で分かった。政府は今年 4 月、仮設住宅の入居 期限を原則 2 年から 3 年に延長したが、期限の再延長が不可避となりそうだ。

調査は今月初旬、復興住宅を建設する 8 県と 5 3 市町村に、建設予定戸数と入居見込みの時期を聞いた。県 別の予定戸数は、宮城 1 万 5 1 9 9 戸▽岩手 5 6 5 3 戸▽福島 7 2 8 4 戸▽青森、茨城、千葉、新潟、長野が計 3 4 7 戸。このうち 1 3 年度末までに入居可能な のは、宮城 6 4 2 戸▽岩手 7 7 1 戸▽福島 2 8 9 戸▽他の 5 県が計 2 3 3 戸だった。また、東京電力福島第 1 原発事故で役場機能を移転した浪江町をはじめとする福島県 8 町村などでは今後の復興計画策定によって建設戸数が変動する可能性がある。

(出典 読売新聞.” 復興住宅、4 割が「仮設」期限に間に合わない”. 読売新聞社, 2012-11-19)

東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島 3 県で、県や市町村が計画している災害公営住宅（復興住宅） 2 万 3 9 3 0 戸のうち、ほとんどの仮設住宅が入居期限を迎える 2 0 1 4 年度末までに完成する見通しが立っているのは 1 万 3 6 9 3 戸（5 7%）にとどまることが、各自治体への取材で分かった。

用地や担当する職員の不足のほか、自力での自宅再建をあきらめて、復興住宅への入居を希望する人が増えていることが要因だ。

3 県で、既に完成した復興住宅は福島県相馬市の 2 4 戸だけで、工事を始めたのは完成分を含め 8 4 8 戸（4%）。用地が取得できたのは 5 2 0 4 戸（2 2%）。

2 0 1 4 年度までに完成・入居の見通しが立っているのは、岩手が計画戸数の 9 1%にあたる 5 1 1 8 戸に対し、戸数の多い宮城は 3 8% の 5 8 5 2 戸にとどまり、残りの入居可能時期は未定か、1 5 年度以降となる。

復興住宅の整備状況

	計画戸数	着工戸数	用地取得戸数	2014年度までに入居可能戸数
岩手県	5594	303	962	5118
宮城県	1万5317	455	3219	5852
福島県	3019	90	1023	2723
計	2万3930	848	5204	1万3693

(出典 毎日新聞.” 日本大震災:石巻市検討委、復興住宅にグループ枠 2～10戸単位でコミュニティー配慮 /宮城”. 毎日新聞社, 2013-1-18)

東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅（復興住宅）を巡り、石巻市が入居基準の検討を委嘱していた入居等運営検討会議は17日、コミュニティーの維持に配慮した「グループ枠」の単位を2～10戸とする最終案をまとめた。同案に基づいて市は入居基準を設定するが、一部住民が要望している数十戸単位での入居については、10戸の枠を組み合わせて対応することも検討していく。

(6) 被災者生活再建支援

(出典 愛知県防災会議.” 第4編第1章民生安定のための緊急措置”. 愛知県地域防災計画, 平成24年6月, p192-p193)

第1節 義援金その他資金等による支援

1 県(出納事務局、健康福祉部)における措置

(1) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(2) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市町村における措置

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。

(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

(費用負担：国2/3、県1/3)

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

5 被災者生活再建支援法人における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

7 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

8 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

9 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

10 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、貸付ける。

(7) 災害廃棄物処理対策

(出典 愛知県防災会議.” 第3編第12章環境汚染防止及び廃棄物処理対策”. 愛知県地域防災計画, 平成24年6月, p162-p163)

第2節 廃棄物処理計画

1. 県（環境部）における措置（連絡調整及び支援・協力の実施）

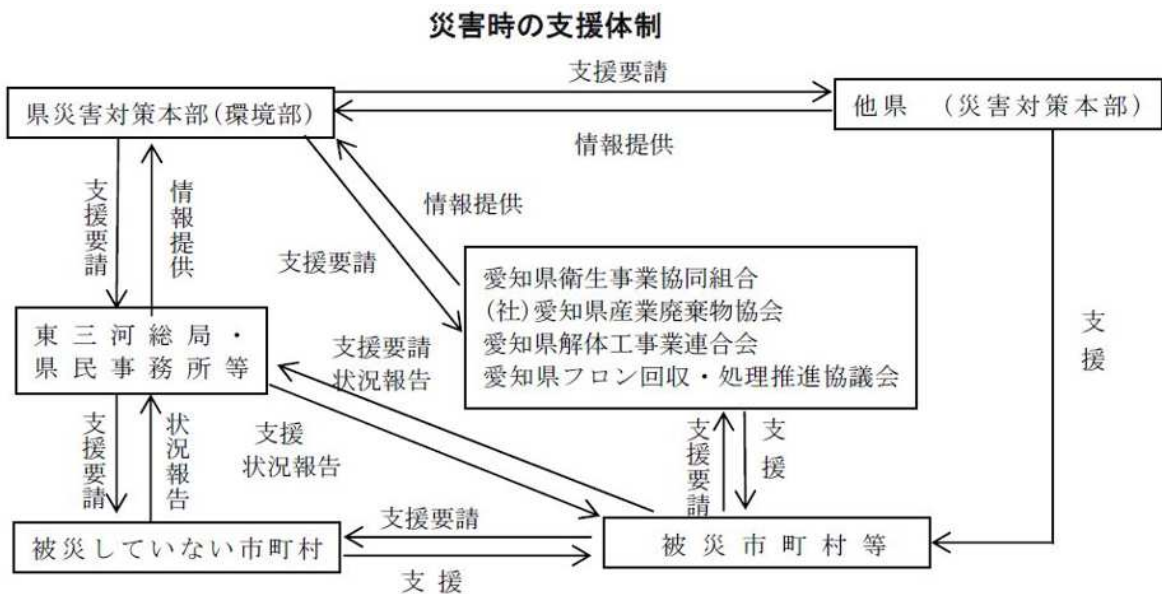
県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。

県は、これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

2. 市町村における措置（震災廃棄物処理計画の策定）

災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、震災廃棄物対策指針（平成10年10月：旧厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課）を参考に、被災状況を調査し震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。



＜参考＞東日本大震災での災害廃棄物処理の状況について

被災 3 県沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成 24 年 12 月 14 日
環境省廃棄物・リサイクル対策部

災害廃棄物等の処理状況（平成 24 年 11 月末現在）

- 被災 3 県沿岸市町村においては、災害廃棄物 1,802 万トンのうち、605 万トン（約 34%）処理完了。10 月末（538 万トン（約 30%））と比較すると 67 万トン（約 4%）増加。
- 市町村別の処理処分割合（別添 1 参照）は、
 - ① 5 割超：岩手県洋野町、普代村、大船渡市、宮城県利府町、松島町、宮城東部ブロック（塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市）
 - ② 5 割弱：岩手県久慈市、宮城県仙台市、福島県いわき市
 - ③ 1/3 超：石巻ブロック（女川町、石巻市、東松島市）、亶理名取ブロック（名取市、岩沼市、亶理町、山元町）
- 津波堆積物 956 万トンのうち、140 万トン（約 15%）処理完了。10 月末（107 万トン（約 11%））と比較すると 33 万トン増加。

表 災害廃棄物等の処理状況（平成 24 年 11 月末現在）

	災害廃棄物等推計量(万 t)	災害廃棄物				津波堆積物			
		推計量(万 t)	処理・処分			推計量(万 t)	処理・処分		
			量(万 t)	割合(%)	中間目標(%)		量(万 t)	割合(%)	中間目標(%)
岩手県	525	395	124	31	58	130	3	2	50
宮城県	1,873	1,200	441	37	59	672	135	20	40
福島県	361	207	40	19	—	153	3	2	—
合計	2,758	1,802	605	34	—	956	140	15	—

(出典 環境省. ” 広域情報処理サイト “. 環境省, <http://kouikishori.env.go.jp/>, (参照 2013-3-8))



<参考>東日本大震災におけるがれき処理に関する新聞報道

(出典 読売新聞.”震災がれき処理、1～3割…中間目標の達成困難”.読売新聞社,2013-1-11)

東日本大震災で発生したがれきの処理率は、岩手県で24%、宮城県も31%にとどまることが分かった。

このままのペースで処理されたとしても両県が掲げる今年3月までの中間目標(52～56%)の達成が困難な状況だ。11日で震災から1年10か月になるが、政府が最終目標とする来年3月までにがれき処理が終わらない恐れも出ている。福島県は原発事故の影響で、12%とさらに遅れている。

環境省のまとめによると、地震や津波で壊れた建物など「災害廃棄物」と、海底の砂やヘドロなど「津波堆積物」の推計量は、岩手が525万トン、宮城が1873万トン。大半は仮置き場などに移されているが、焼却や埋め立てなどの処理率は低迷。特に津波堆積物は有害な重金属を含むケースもあるなど、分別処理に手間がかかり、公共工事での再利用も遅れている。

「愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）、（計画編）」策定の経緯

- ・平成23年10月14日 震災復興都市計画検討会議の設置
- ・平成23年10月14日 震災復興都市計画検討会議（第1回）
- ・平成23年10月21日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第1回）
- ・平成23年11月25日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第2回）
- ・平成23年12月20日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第3回）
- ・平成24年1月19日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第4回）
- ・平成24年1月25日 震災復興都市計画検討会議（第2回）
- ・平成24年2月1日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第5回）
- ・平成24年2月13日～3月9日
市町村、都市計画関係課及び各建設事務所への意見文書照会
- ・平成24年3月6日 市町村及び各建設事務所への説明会の開催
- ・平成24年3月22日 震災復興都市計画検討会議（第3回）
- ・平成24年4月 愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）策定

- ・平成24年6月4日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第6回）
- ・平成24年7月13日 震災復興都市計画検討会議（第4回）
- ・平成24年9月10日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第7回）
- ・平成24年9月18日 震災復興都市計画検討会議ケーススタディ実施部会（第1回）
- ・平成24年10月10日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第8回）
- ・平成24年10月17日 震災復興都市計画検討会議ケーススタディ実施部会（第2回）
- ・平成24年11月7日 震災復興都市計画検討会議（第5回）
- ・平成24年11月20日 震災復興都市計画検討会議ケーススタディ実施部会（第3回）
- ・平成24年12月13日 震災復興都市計画検討会議ケーススタディ実施部会（第4回）
- ・平成25年1月23日 震災復興都市計画検討会議ワーキンググループ（第9回）
- ・平成25年2月1日～2月12日 市町村、都市計画関係課への意見文書照会
- ・平成25年2月15日 震災復興都市計画検討会議（第6回）
- ・平成25年3月 愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編）策定

震災復興都市計画検討会議	ワーキンググループ
愛知県建設部技監（座長）	
建設企画課長	建設企画課 企画第一G
都市計画課長	都市計画課 街路・都市防災G（リーダー）
都市整備課長	都市整備課 市街地整備G
住宅計画課長	住宅計画課 市街地整備G
公営住宅課長	公営住宅課 計画・指導G
建築指導課長	建築指導課 建築指導G
	〃 開発G

愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編）

平成25年 3月（令和6年3月一部改訂）

編 著 愛知県震災復興都市計画検討会議
愛知県都市・交通局都市基盤部長（座長）
建設企画課長
都市計画課長
都市整備課長
住宅計画課長
公営住宅課長
建築指導課長

（事務局 愛知県都市・交通局都市基盤部
都市計画課 行政・企画第二グループ）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2
電話052-954-6515（ダイヤルイン）